

10年前と比較して（女性相談）

—八幡市女性相談窓口から—



1 DV相談は今年もトップ

八幡市女性相談の相談件数は、10年前と比較して大幅に増加しています。

相談内容は、生き方・ころろ・からだ・仕事上の問題・夫婦関係・親子関係・人間関係・性的被害・暮らし・その他の10項目に分類しており、その内、最も多いのがDV相談であるのは変わりませんが、2位以降の相談内容はその年度により少しずつ変化しています。

10年前の平成16、17年度と直近の2年間（27年度は1月末まで）の4年間の主な相談内容の件数と割合は次のとおりです。

平成16年度（総相談件数92件）

① DV	42件	46%
② 夫婦関係	23件	25%
③ 親子関係	11件	12%
④ ころろ	4件	4%
④ 暮らし	4件	4%



平成26年度（総相談件数452件）

① DV	114件	25%
② ころろ	89件	20%
③ 夫婦関係	67件	15%
④ 親子関係	56件	12%

平成17年度（総相談件数124件）

① DV	54件	44%
② 夫婦関係	25件	20%
③ 親子関係	13件	10%
④ ころろ	9件	7%



平成27年度（1月末相談件数410件）

① DV	125件	30%
② ころろ	81件	20%
③ 親子関係	59件	14%
④ 夫婦関係	51件	12%

DVの次に多いのは「夫婦関係」から「ころろ」へ

10年前、DVの次に多い相談は「夫婦関係」でしたが、最近是不安や抑うつ、神経症など「ころろ」の問題で悩む人が増えている傾向にあることがわかります。

長年のパートナーからのDVで抑うつ状態のひどい方や心療内科に通院され、時間をかけてよりじっくり聞いてもらいたいという方、今後の生き方で悩まれている方がリピーターとして相談されています。定期的に相談に来られ、新しい生き方をスタートさせた方もおられます。

2 DV（ドメスティック・バイオレンス）について

平成27年度の女性相談件数（27年4月～28年1月）は410件あり、そのうちの125件がDV相談でした。これは全体の30.5%にあたり、私たちの身近に暴力を受けている人が多いことを示しています。その原因のひとつとして、立ち遅れている日本における女性に対する人権意識があります。「世界経済フォーラム」が毎年独自に算定する経済、教育、保健及び政治の4分野で男女格差を凶る指数がありますが、日本は145か国中、101位と下位に留まっています。

どういふ男性が暴力をふるうの？

- ✚ 世間の評判は一見穏やかで、人当たりが良いので、女性が暴力を打ち明けても周囲の人は信用しないほどの二面性がある
- ✚ お酒やイライラは原因ではなく、学歴や収入なども関係ない
- ✚ 好きになったら相手は自分の“モノ”だと思う
- ✚ 相手を下に見ている
- ✚ 相手を思い通りにするには暴力が効果的だと思っている
- ✚ 甘えん坊でエゴイスト、劣等感も強いことが多い
- ✚ 加害者意識が無く、自分はむしろ被害者だと考えている。加害者意識がないため、当然、更生しようという意識はない



一人で悩んでいませんか。我慢していませんか。
理由が何であろうと許される暴力なんてありません。
がまんしないで **傷つく前に気づきましょう！**
暴力を振るわれたら、一人で悩まずに すぐに相談しましょう。



- | | |
|-----------------|--------------|
| ☆ 八幡市女性相談 直通電話 | 075-983-1784 |
| ☆ 八幡警察署 | 075-981-0110 |
| ☆ 京都府家庭支援センター | 075-531-9910 |
| ☆ 京都府南部家庭支援センター | 0774-43-9911 |
| ☆ 京都府警察総合相談室 | 075-414-0110 |
| ☆ 女性の人権ホットライン | 0570-070-810 |
| ☆ DV相談ナビ | 0570-0-55210 |

3 一時保護施設（シェルター）について

夫やパートナーから暴力を受けた女性が一時的に逃げ込む場所として、一時保護施設（シェルター）があります。京都にも家庭内で起こっている複雑な問題を総合的にとらえ、ワンストップで対応できるシェルターがあります。入所期間は約2週間です。保護女性に同伴児がおられる場合、特に乳幼児には、保育士が預かる「保育ルーム」があります。保護女性が必要な手続きなどへ対応がしやすくなるだけでなく、子どもと少し距離をとることができます。滞在中には、自立をサポートする各種情報の提供を受けたり、DV防止法に基づく保護命令の制度の利用についての情報の提供がなされます。



※保護命令とは？

加害者からDV被害者を一時的に引き離し、被害者の身の安全を確保するため、被害者が地方裁判所に申し立てることにより発令されます。

★ 接近・電話等禁止命令

加害者が被害者の身边につきまったり、住居や勤務先の付近を徘徊すること、被害者本人への電話・電子メールを禁止する。接近禁止は被害者と同居する未成年の子ども、被害者の親族も対象になる。期間は6カ月。

★ 退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去すること、及びその付近をはいかいてはならないことを命じるものです。期間は2カ月。

あなたとパートナーのDVチェック

1つでも該当する場合は、DVの可能性が考えられます。

- 1. 殴る、蹴る、髪や胸ぐらをつかむ、首を絞めるなど危害を加える
- 2. 物を投げつける
- 3. 大声で怒鳴る
- 4. 「出て行け」「殴るぞ」「役立たず」など威嚇する言葉を投げつける
- 5. 何を話しかけても無視されたり、逆にののしられたりする
- 6. 望んでいない性交渉を強要したり、見たくないポルノビデオなどを見せる
- 7. 外で働くことを妨害する
- 8. お金の使い道を必要以上にチェックする。
- 9. 実家や友人との人間関係を制限したり、禁止したりする。
- 10. 電話をすることや行動を監視する。
- 11. 子どもの前で暴力をふるう
- 12. 命令に従わないと制裁として子どもに暴力をふるったり、「ふるう」と威嚇する。



女性相談窓口について

女性相談窓口では、女性にかかわるいろいろな悩みを受けています。

一般相談とフェミニストカウンセリングがあります。
お問合せください。

◎一般相談：月曜日～金曜日（土祝日を除く）

午前 10 時～午後 5 時

面接相談と電話相談があります。

- ☆女性問題アドバイザーが相談に応じます。
- ☆予約は必要ありません。

◎フェミニストカウンセリング

毎月第2・4の木曜日（祝日の場合翌日）

午後 1 時 30 分～4 時 30 分

面談相談

- ☆フェミニスト・カウンセラーが相談に応じます。
- ☆予約が必要です。一日3人まで

場 所：八幡人権・交流センター
面接相談は「相談室」でお聴きします。
Tel 075-983-1784(直通)

相談者の意思を尊重し、名前や住所などを必ずお聞きするということはありません。秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。